

第5回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和5年12月5日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時30分
4、会議に付された件名	
議第14号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第15号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第16号	農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第17号	土地現況確認申請に対する意見について
議第18号	農用地利用集積計画について
議第19号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 佐橋 良太 書記 長瀬 弘樹
6、会議録署名者	10番 加納 恒明 委員 11番 田中 豊雄 委員
7、欠席委員	5番 木島 和美 委員 田中 宣行 推進委員
議長	ただ今の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員3名で定足数に達していますので、これより第5回御嵩町農業委員会を開会します。本日、5番 木島 和美 委員と田中 宣行 推進委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、10番 加納 恒明 委員、11番 田中 豊雄 委員を指名します。 それでは議第14号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2ページをご覧ください。議第14号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について。 別表のとおり事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。 (朗読)
議長	別添資料は1ページから4ページまでをご覧ください。以上です。
事務局次長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、事務局より説明願います。 1号事案について説明します。資料の1ページから4ページまで

	<p>をご覧ください。</p> <p>本件については、令和4年10月4日の農業委員会総会にて審議していただき、令和4年10月31日付けで許可が下りている「工事ヤード（亜炭鉱廃坑の充填剤作成用プラント用地）」の一時転用案件です。</p> <p>本件は、既存申請の期間延長のみを求めるものであるため、事務局にて書類・現地等確認し、説明するものです。</p> <p>今回変更がある箇所につきましては、「一時転用期間」になります。当初申請の際は令和5年12月31日までとなっていたものを令和6年6月30日まで延長したいというものです。</p> <p>添付書類等につきましては、当初申請と同様のものを添付していただいております。地権者との賃貸借契約の更新についても確認しております。場所につきましては、資料の2ページ、3ページをご覧ください。11月27日に事務局にて現地を確認し、特段問題ないことも確認しております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>1点補足です。今回延長に至った理由ですが、今回の亜炭鉱充填において予想以上に時間がかかるエリアが工事が始まってから確認されたということで、そこに不測の時間を要したため契約変更して期間を延長をしたため、それに伴って農地転用の期間も延長したいということがございます。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第15号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第15号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>別添資料は5ページから13ページまでをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、事務局より説明願います。</p> <p>1号事案について説明します。資料は5ページから8ページまでをご覧ください。</p> <p>本件については11月2日の農業委員会総会にて中川洋二委員より説明があったものです。審査の結果、事業の実現性等について、追加の確認が必要なため保留となっていました。計画の変更や過去の農地転用の際に未申請となっていた建設課への法定申請を行う旨の書類を確認しましたので改めて審議いただくものです。</p> <p>追加資料の「農業委員会総会後の再確認事項について」をご覧ください。</p> <p>(追加資料朗読)</p> <p>今回この件につきまして、「農地転用誓約書3条の履行に関する確認書」という書類が出てきました。中身でございますが、中段の記載の今回の申請地2筆につきまして、下記1、2を守るといような中身でございます。</p> <p>1は申請地に隣接する土地については、令和3年2月26日付け岐阜県指令可農林第〇〇号に基づき、資材置場として利用するために埋立てを行いました。その際に御嵩町有の公衆用道路の一部を埋め立てする必要がある、道路法24条に基づく自費工事承認申請を提出し、承認を得たあと埋立てをすべきところこれを怠っていたため、令和5年12月末日までにこれを申請しますとのこと。上記埋立てをする際、御嵩町との官民境界標を亡失させたため境界標の復元を行います。また、申請地において事業着手する際には、同様に道路法第24条に基づく「自費工事承認申請」が必要となることから、事業着手前に当該申請を提出し承認を受けます。</p> <p>2は申請地において「自費工事承認申請書」を提出する際には、土砂搬入経路図を添付し埋立て車両の通行ルートを確認にします。当該申請の完了届には工事個所の工事写真の他、通行ルートにおいても工事前後の状況がわかる写真を添付します。また、通行ルートにおいて埋立て車両が起因となる道路の破損が認められた場合は直ちに補修します。との内容でございます。</p> <p>この書類の提出にあたっては、農林課だけではなく建設課の自費工事担当の係長と係員の立ち合いのもとこの誓約書の中身について問題がない旨も確認しております。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑あ</p>
------------------------------------	---

13 番 中川委員	<p>りますか。 中川委員いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>トイレの設置についてですが、浄化槽というのはどういうことですか。</p>
事務局次長	<p>汚水は近くにきていないということ？</p> <p>確認しましたところ、このエリアは御嵩町が設定する下水道の区域外だったので、まず下水道の設置はそもそもできない場所だったということです。そうすると必然的に汚水の処理は浄化槽一択になります。汲み取りはもう認められないので、基本的に新たに宅地と雑種地に転用して事業を行う場合には浄化槽にしか認められない場所になります。</p>
9 番 伊佐次委員	<p>浄化槽といっても個別に浄化槽を埋め込むので、それを1年に1回ぐらいは汲み取りしますよね。</p>
事務局次長	<p>そこの汲み取りは必要になります。</p>
13 番 中川委員	<p>合併浄化槽のようなものであれば、排水が必要になりますよね。</p>
議 長	<p>水利組合からの同意書については、どうなっていますでしょうか。</p>
事務局次長	<p>まず、法律上浄化槽からの汚水については、きれいな水が出るという前提で、本来は排水先の同意がなければいけないというものではないですが、御嵩町においても浄化槽設置する際は当然近隣とのトラブルがあるので、なるべくそこは取ってくださいという指導を上下水道課はしているはずです。なので、今回も浄化槽を設置するのであればそういった対応を求めていくということにはなると思います。</p>
議 長	<p>ここは水利組合の同意書がなくても進達できる？</p>
事務局次長	<p>ここはあくまでも計画の段階なので、いまそれがないとダメというのはかなり厳しい対応になるのではないかなと思います。</p>
議 長	<p>道隆推進委員、過去に同意書が出てたかと思うんですが。</p>
鍵谷推進委員	<p>過去にこういう例はなかったですが、うちの仕事場なんかは昔、合併浄化槽を使っておるとやはり臭い水が流れます。 ですからある程度厳しく持って行ってもらったほうがいいと思います。</p>

議 長	とりあえず今の段階では、例えばここで採決して通した場合でも万が一水利組合の方から浄化槽の水を流しているとなったら、農業委員会として指導はできる？
事務局次長	そこは別の法律での話になってくるので、うちまで話が来るかと言われれば、その可能性は少ないかなと思います。 さきほど鍵谷推進委員が言われたとおり、法的根拠はないですが厳しくいくということであれば、もう一度追加の確認事項ということで、排水先の同意を得てくださいということを求めることもできるかなと思います。
10 番 加納委員	浄化槽は浄化槽法があってその中で管理や検査については決められているとは思いますが。法律によって、定められている方法で処理した水を農業用水に流してはいけないと農業委員会から言うのはできないのではないかな。
議 長	水利組合の方が許可出されている場合は安心ですが、過去の案件について田中委員いかがですか。
2 番 田中委員	あえて指摘しなくても浄化槽の処理水の排水先については、地元の水利組合の承諾を得たうえで、申請されてきたということが大半だったと感じています。
議 長	地域の水利組合の方がどう思うかが大事だと思うので、ここで審議を通したとしても追加として申し送りという形でこの浄化槽については、地域の水利組合の方に後で揉めないように話し合いをしてくださいっていうのは、できる？
事務局次長	はい。それは可能です。
議 長	それは建設課とかに水利組合の同意書を出してくださいねというのは言えますか。
事務局次長	それは、浄化槽の話ですか。
議 長	そうですね。
事務局次長	それは言えないですね。 最初に申したとおり、法的に拘束力はないというのが大前提です。さきほど私は申したのはお願いベースでそういったお話ができるということにとどまりますので、おっしゃるとおり根拠がないのであればここでそれを条件付けることはできません。
議 長	そのほか質疑等ありますか。

<p>事務局次長</p>	<p>農業委員会としては、ここで進達するとしてもその後申し送り事項として、水利組合と話をしてもらってあとで揉めないようにしてくださいというのを伝えていただいてということによろしかったでしょうか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から概ね 500 メートル以内の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手過半であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>10 番 加納委員</p>	<p>続いて、2 号事案について、10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>おはようございます。10 番加納です。2 号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されましたことについては省略致します。資料の 5-2 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は伏見保育園より西に約 100m のところです。転用の目的は電力送配電業の工事作業敷の一時転用です。</p> <p>権利を設定し、移転しようとする事由の詳細は送電線鉄塔改良工事実施のため工事作業車両の一時退避場所として利用するためです。</p> <p>転用の時期は令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 6 ヶ月間です。</p> <p>事業の概要は、周囲に柵を設置してネットで囲み安全を確保する。周囲の状況ですが、北側は御嵩町法定外道路、南側、西側は住宅、東側は排水路及び一時転用申請による工事資材置場です。</p> <p>添付書類については、土地利用仮設図、農地復元に関する誓約書、土地一時使用承諾書、誓約書、現在事項全部証明書、関西電力送配電株式会社定款について確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、11 月 28 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 2 号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にあ</p>

<p>議 長</p>	<p>る、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議第16号 農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>6ページをご覧ください。議第16号 農地法第4条第1項に規定する農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第4条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は14ページから16ページまでをご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、8番 齊藤 貞子 委員 説明願います。</p>
<p>8番 齊藤委員</p>	<p>8番齊藤です。1号事案の説明をします。事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の4-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、中保育園から北東へ100m程のところでは、転用の目的は次のとおりです。現在申請地の北側に戸建て住宅が建っており、進入路及び庭として利用しております。すでに進入路、庭として利用しているため、今回は是正のための申請をされるものです。</p> <p>利用期間は許可日から永久。資金調達は、すでに施工済みのため資金は必要ありません。</p> <p>北側は山林、北側及び西側は宅地、東側は畑、南側は公衆道路です。</p> <p>雨水は道路側溝に接続し、汚水は下水に接続処理します。万が一周辺農地に被害を及ぼした場合には、自己責任で解決いたします。</p> <p>許可申請書、委任状、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、誓約書、土地利用計画図、始末書を確認しました。</p> <p>始末書に関しては、農地転用の許可を受けてないまま、進入路、庭として利用していたものに対してです。</p> <p>令和5年11月28日に現地を確認しております。</p> <p>以上のことから1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>

議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第17号 土地現況確認申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。議第17号 土地現況確認申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり土地現況確認申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は17ページから20ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>1号事案について説明します。資料は17ページから20ページまでをご覧ください。</p> <p>土地現況確認申請は当該農地が20年以上農地以外の状態であることが証明できる場合に、町農業委員会と岐阜県に申請できるものです。</p> <p>本件につきましては、建物登記履歴にて平成9年から建築物が建っており、20年以上農地以外の状態であることが確認できたため、申請がありました。</p> <p>提出に至った経緯ですが、申請地は平成2年に資材置場の賃貸借を目的に農地法第5条の許可が下りましたが、契約の効力がなくなった平成9年に現在の所有者が会社倉庫、事務所を建設しました。その後も賃貸借の効力がない状態で現在に至っているとのことです。</p> <p>今回議第16号にて審議していただいた4条申請とともに追認での転用も考えたが、過去に5条にて農地転用許可済み土地について</p>

	<p>2度の転用ができないため、土地現況確認申請にて地目変更を行いたいということです。</p> <p>現場については、11月28日の現地確認において、確認しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p>
事務局	<p>次に議第18号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>10ページをご覧ください。議第18号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。11ページ及び12ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は21ページから35ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案から4号事案について、日比野 勝伸 推進委員 説明願います。</p>
日比野 推進委員	<p>上之郷地区担当の日比野です。</p> <p>利用権設定の申出書について説明します。さきほど朗読がありましたとおり上之郷地区は1号事案から4号事案までですが、先月の18日に地区担当の奥村委員と一緒に現地を確認してきました。</p> <p>2号事案を除いて、1号、3号、4号事案については、適正に管理をされておりました。2号事案につきましては、来週みなさんにご足労をいただく耕作放棄地解消活動の対象地です。これは解消されれば、適正に管理をさせていただけると思いますので、問題ないと思います。よって、1号事案から4号事案について問題はないと思いますので、みなさんのご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑あり</p>

事務局次長	<p>ますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案から4号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案から4号事案は可決しました。</p> <p>次の5号事案から10号事案は、2番 田中 幹三郎 委員に関係します。2番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(2番 田中 幹三郎 委員) 退 席</p>
議 長	<p>5号事案から10号事案について、籠橋 良平 推進委員 説明願います。</p>
籠橋 推進委員	<p>籠橋です。担当委員と現地の確認をしましたが、特段問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。5号事案から10号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、5号事案から10号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、2番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。</p> <p>(2番 田中 幹三郎 委員) 着 席</p> <p>次に11号事案から12号事案について、籠橋 良平 推進委員 説明願います。</p>
籠橋 推進委員	<p>籠橋です。先ほどと同様に担当委員と現地確認をしましたが、特段問題はありませんでした。以上です。</p>

議 長	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。11号事案から12号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、11号事案から12号事案は可決しました。
	次の13号事案は1番 水野 宏治 委員に関係しますので、1番 水野 宏治 委員は農業委員会等に関する法律31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (1番 水野 宏治 委員) 退 席
議 長	13号事案について、鍵谷 道隆 推進委員 説明願います。
鍵谷 推進委員	推進委員の鍵谷です。13号事案について説明します。11月15日に担当委員と現地確認をし、適正に管理及び耕作がされており、特に問題ないことを確認しました。以上です。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。13号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、13号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、1番 水野 宏治 委員の着席を認めます。 (1番 水野 宏治 委員) 着 席
議 長	次に14号事案から15号事案について、鍵谷 道隆 推進委員 説明願います。
鍵谷 推進委員	それでは14号、15号事案について説明させていただきます。12月1日に地区担当と現地確認をしました。営農条件等に問題はないと思います。以上です。

議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。14号事案から15号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、14号事案から15号事案については可決しました。</p> <p>次に議第19号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。議第19号 農用地利用集積促進計画案に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。14ページをご覧ください。</p> <p>(朗読) 以上です。</p>
議 長	<p>次の1号事案は1番 水野 宏治 委員に関係しますので、1番 水野 宏治 委員は農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番 水野 宏治 委員) 退 席</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>議第18号では14号事案及び15号事案については、地権者から農地中間管理機構（農畜産公社）への貸借について審議していただきました。今回の議第19号については、農地中間管理機構から実際に営農を行う方への貸借について審議いただきます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了しましたので、1番 水野 宏治 委員の着席を認めます。</p>

議 長	(1番 水野 宏治 委員) 着 席 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
-----	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

10 番

11 番